

澄川喜一氏の著作物使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、島根県が著作権を有する澄川喜一氏（以下、「作家」という。）の彫刻作品等の著作物（以下「本著作物」という。）の著作権法（昭和45年法律第48号）上の権利に係る使用許諾に関し必要な手続を定め、作家の意向を尊重した著作権管理を行うことで、本著作物の芸術的価値を保持し、その文化的評価を高め、島根県の美術館活動の発展につなげることを目的とする。

(使用許諾の申請)

第2条 本著作物の使用許諾を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による使用許諾申請書を島根県芸術文化センター長（以下「センター長」という。）に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、原則として本著作物の使用を開始しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、センター長が特にやむを得ないと認める場合はこの限りでない。

(使用の許諾等)

第3条 センター長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請の内容が第1条に規定する目的に合致し、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用に係る条件等を設けた上で本著作物の使用を許諾することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに準ずる施設及び博物館法（昭和26年法律第285号）第10条の規定による登録を受け、又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設が、事業の用に供するとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が特に必要があると認めた場合

2 センター長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本著作物の使用を許諾しないものとする。

(1) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。

(2) 島根県、作家及び本著作物の信用又はイメージを損なうおそれがあるとき。

(3) 特定の政治、思想等を支援し、又は支援しているような誤解を与えるおそれがあるとき。

(4) 本著作物の著作権を侵害されるおそれがあるとき。

(5) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2項第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき、又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、センター長が本著作物の使用が適当でないとき。

- 3 センター長は、第1項の規定に基づき本著作物の使用を許諾する場合にあっては別記第2号様式による使用許諾書により、本著作物の使用を許諾しない場合にあっては別記第3号様式による使用不許諾書により通知するものとする。
- 4 本著作物の使用許諾において、センター長が必要があると認める場合には、第1項の許諾を受けた者（以下「使用者」という。）と本著作物の使用についての契約書を作成するものとする。

（使用許諾の変更）

- 第4条 使用者は、第3条第1項の規定に基づき使用許諾を受けた内容に変更が生じるときは、別記第4号様式による使用許諾変更申請書に当該案件に係る使用許諾書の写しを添えてセンター長に提出し、改めて使用許諾を受けなければならない。
- 2 前項の使用許諾の変更申請においては、第3条の規定を準用するものとする。

（使用料等）

- 第5条 申請者は、別に定める「澄川喜一氏の著作物使用料規定」に基づく本著作物の使用許諾による著作権使用料（以下「使用料」という。）をセンター長の発行する納入通知書により支払わなければならない。
- 2 前項に定める使用料は、前納するものとする。
 - 3 センター長は、特に必要があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、納期限を別に定めることができる。
 - 4 指定期日までに使用料を支払わないときは、県税外収入金の延滞金徴収に関する条例（昭和27年島根県条例第16号）の規定による延滞金を支払わなければならない。
 - 5 前各項の規定により、一旦納付された使用料及び延滞金は、センター長が特に必要があると認める場合を除き返還しない。

（使用料の減免）

- 第6条 センター長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減免することができる。
- (1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体が、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。
 - (2) 国又は地方公共団体が設置する博物館、美術館又はこれらに準ずる施設及び博物館法第10条の規定による登録を受け、又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として都道府県の教育委員会の指定を受けた施設が、調査研究又は作品の展示に伴う図録、広報物等の作成に使用するとき。ただし、入場券及び図録以外の有償で頒布する物品を作成する場合を除く。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、センター長が特に必要があると認めたとき。

（使用許諾契約の解除等）

- 第7条 センター長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許諾契約を解除することができる。
- (1) 使用者が虚偽の申請をしたことが判明したとき。

- (2) 第3条第1項の規定に基づき使用許諾を受けた内容に変更があったにも関わらず、第4条第1項の規定による変更申請の申出がないとき。
 - (3) 第3条第1項に規定する使用に係る条件に違反したとき。
 - (4) 第5条に規定する使用料又は延滞金が納入されないとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、公益上又は管理上センター長が解除することが適当であるであると認めたとき。
- 2 島根県は、前項の規定に基づく使用許諾契約の解除により使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者は、第1項の規定に基づき、使用許諾契約が解除された場合、直ちに使用を中止するとともに、本著作物を使用した使用者の作成物等を廃棄したことを島根県に証明するものとする。

(損害賠償)

第8条 使用者は、本著作物の使用に際して、自らの責めに帰すべき事由により、島根県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(免責事項)

第9条 使用者は、本著作物の使用により第三者の権利を侵害するに至った場合は、これに対する全責任を負うものとし、島根県は当該侵害についての一切の責を負わないものとする。

(疑義の決定等)

第10条 本要綱に基づく本著作物の使用許諾は、日本法に準拠する。

(裁判管轄)

第11条 本要綱に関して生じた紛争については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(雑則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、本要綱の施行について必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年11月27日から施行する。

申請日 年 月 日

著作権使用許諾申請書

島根県芸術文化センター長 様

申請者	住所・氏名	住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)
	担当者	所属： 氏名： TEL： FAX： e-mail：
支払者	住所・氏名	住所 (法人の場合は所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者の氏名)
	担当者	所属： 氏名： TEL： FAX： e-mail：
使用する作品	作品名	
	制作年	
	サイズ	
	所蔵者	
使用の内容等	使用目的	
	数量・部数	
	媒体の詳細	(媒体名・サイズ・仕様・価格・回数など具体的にお書きください)
備考		
要綱の遵守		<input type="checkbox"/> 「澄川喜一氏の著作物使用に関する要綱」の内容を理解し、遵守します（同意される場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> をご記入ください。）

申請者 様

島根県芸術文化センター長

著作権使用許諾書

〇〇 年 月 日付けで申請のありました澄川喜一氏の著作物の使用につきまして、下記のとおり許諾します。

記

1. 使用作品 作品名
 制作年
 サイズ
 所蔵者

2. 使用内容 目 的
 媒 体

3. 使用料 ・ 円
 ・ 免除

4. その他

- ・ 使用に当たっては、別添の使用に係る条件を遵守してください。
- ・ 本著作物を使用して作成された成果物を 部お送りください。

使用に係る条件

- (1) 法令を遵守し、公序良俗に反しないこと。
- (2) 特定の政治、思想等を支援し、又は支援しているような誤解を与えないこと。
- (3) 島根県及び澄川喜一氏並びに本著作物の信用及びイメージを損なわないこと。
- (4) 本著作物に関する第三者の権利については、必要に応じて自らの費用と責任で権利処理を行うこと。
- (5) 本著作物の画像データをウェブサイト等に掲載する場合には、原則として画像に複製防止技術（使用時における標準的な技術水準に適合するもので、センター長が認めるものに限る。）を措置すること。
- (6) 本著作物の使用は、使用許諾をした使用目的及び企画内容に限るものとし、別の使用目的及び企画内容に使用しようとする場合には別途第2条の規定による申請を行うこと。
- (7) 本著作物を使用する場合には、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (8) 本著作物を使用する権利の第三者への譲渡及び転貸を禁ずること。
- (9) 本著作物を使用する場合には、「©島根県, 島根県立石見美術館」又は「©Shimane Prefecture, Iwami Art Museum」とクレジットを明記すること。
- (10) 本使用に係る条件に同意されない場合は、著作物の使用を開始するまでに申し出ること。

第3号様式（第3条関係）

島芸文第 号
〇〇 年 月 日

申請者 様

島根県芸術文化センター長

著作権使用不許諾書

〇〇 年 月 日付けで申請のありました澄川喜一氏の著作物の使用につきましては、下記の理由により不許諾とします。

記

【理由】

島根県芸術文化センター長 様

申請者 住所

氏名

(担当者：)

(連絡先：)

著作権使用許諾変更申請書

〇〇 年 月 日付け（文書番号）により使用許諾を受けたこのことについて、変更申請書を提出します。

記

変更事項	
変更理由	
備 考	